

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

特にありません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

最終仕入原価法により処理している。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により処理している。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により処理している。

(2) 無形固定資産

定額法により処理している。

4. 引当金の計上基準

(1) 徴収不能引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上している。

(2) 賞与引当金

支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上している。

(3) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用している。

会計基準変更時差異（184,265千円）は、15年による定額法により費用処理しております。

未処理残高 171,980千円

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっている。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税抜処理により処理している。

7. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

特にありません。

8. 重要な会計方針を変更した旨等

医療法人会計基準（平成二十八年四月二十日厚生労働省令第95号）に基づき、
計算書類の様式を追加した。

9. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

特にありません。

10. 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

建物 0 千円

土地 57,258

計 57,258

(2) 担保に係る債務

短期借入金 43,329 千円

長期借入金 15,025

計 58,354

11. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

該当ありません。

12. 重要な偶発債務に関する事項

重要な偶発債務はありません。

13. 重要な後発事象に関する事項

重要な後発事象はありません。

14. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

その他開示を要する事項はありません。